

## 鹿 児 島 県 公 報

令 和 2 年 8 月 25 日 ( 火 ) 第 135 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- |                        |              |   |
|------------------------|--------------|---|
| ○漁船保険付保義務発生            | (水産振興課取扱い)   | 1 |
| ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定   | (水産振興課取扱い)   | 1 |
| ○県営土地改良事業の工事の完了(3件)    | (農地整備課取扱い)   | 1 |
| ○基本測量の実施               | (監理課取扱い)     | 2 |
| ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 | (北薩地域振興局取扱い) | 2 |
| 公 告                    |              |   |
| ○開発行為に関する工事の完了公告       | (建築課取扱い)     | 2 |
| ○一般競争入札公告              | (管財課取扱い)     | 3 |
| 公 安 委 員 会 告 示          |              |   |
| ○遊技機の型式の検定の告示          | (生活安全企画課取扱い) | 6 |

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 779 号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、下甌加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和2年8月25日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

## 鹿 児 島 県 告 示 第 780 号

鹿児島郡十島村諏訪之瀬島103番地 伊東典親及び鹿児島郡十島村中之島150番地65 古橋典保からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和2年8月25日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

## 区域及び区分

- 1 区域 鹿児島郡十島村区域(鹿児島郡十島村の地区)
- 2 区分 主として小型合併漁業を営む漁業

## 鹿 児 島 県 告 示 第 781 号

土地改良事業県営畑地帯総合整備(畑地帯担い手支援型)(土層改良)第二真正地区の工事は、令和元年8月21日に完了した。

令和2年8月25日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

## 鹿 児 島 県 告 示 第 782 号

土地改良事業県営畑地帯総合整備(畑地帯担い手支援型)(土層改良及び農道整備)叶地区

の工事は、令和元年 6 月 24 日に完了した。

令和 2 年 8 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県告示第 783 号

土地改良事業県営農地整備（通作・畑網）（農道整備）芦清良地区の工事は、平成 31 年 1 月 29 日に完了した。

令和 2 年 8 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県告示第 784 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年 8 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（土地条件データ整備）
- 2 作業の期間 令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市

### 北薩地域振興局告示第 7 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 2 年 8 月 25 日

北薩地域振興局長 伊村秀己

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
発達支援センター ークオラバンビ ーノ	薩摩郡さつま町 山崎1166番地	社会福祉法人ク オラ	薩摩郡さつま町 船木2315番地1	松下 兼一	令和 2 年 6 月 30 日	児童発達 支援
きつず・もあ	出水市中央町 282番地	株式会社桃和	出水市下鯖町 2141番地	百澤 和広	令和 2 年 6 月 30 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

## 公 告

### 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 2 年 8 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大島郡徳之島町亀津字下霜原 5281 番 1 の一部、5284 番 2 の一部、5287 番の一部、5288 番の一部、5289 番 1 の一部、5290 番の一部及び 5292 番 1 の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
大島郡徳之島町亀津 6264 番地 1  
株式会社福島葬祭  
代表取締役 福島幸雄

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 8 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量  
空港用化学消防車 2台
- (2) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等  
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

## (3) 申請書類の受付期間

令和2年8月25日から同年9月15日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の提出場所  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- (3) 入札書の提出方法  
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限  
令和2年10月5日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時 令和2年10月5日午後2時  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎8階）会議室8-出-1
- (6) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(2)及び(4)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限  
4の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
  - (2) 契約保証金  
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。  
ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 8 入札の無効  
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書, 入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で, 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は, 落札決定通知を受けた日から 5 日以内に, 記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 仮契約の締結

本物品等の購入に係る契約の締結については, 鹿児島県議会(以下「議会」という。)の議決を要するため, 議決までの間は仮契約とし, 議決を得たときに契約が成立するものとする。

(1) 仮契約締結後, 議会の議決までの間に, 落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は, 契約担当者は仮契約を解除することができる。

(2) (1)により仮契約を解除した場合は, 県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

14 その他

この調達は, 世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

15 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Airfield Rescue Fire Fighting Vehicle:2

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:00 a.m. 5 October 2020

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第90号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 8 月 25 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P G I 優駿倶楽部 A U	株式会社コナミアミューズメント	0P0547
回胴式遊技機	S G I フェアリーグランプリ K P	株式会社コナミアミューズメント	0S0606